

2020年 4月16日

採用担当者の皆様へ

鳥取大学キャリアセンター

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う採用活動等に関するお願い

平素より本学学生の採用活動に関し、多大なご理解とご配慮をいただき、御礼申し上げます。

また、皆様におかれましても、採用活動にあたりましては、多方面にわたり対策を講じていただいているものと思慮します。

さて、本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「緊急事態宣言」を受け、緊急事態宣言対象都府県から鳥取県に入ってきた学生には、到着後14日間の自宅待機を要請しております。（本学対応の詳細につきましては、下記に記載のURLからご確認ください。）

つきましては、当該対応に則り、学生の安全確保及び学業への影響を最小限にとどめるためにも皆様には下記内容についてご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

記

1. 対面での採用活動自粛について

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク回避のため、対面での採用活動を予定されている企業様におかれましては、Web面談等の実施をご検討いただき、学生の安全確保にご配慮をお願いするとともに、学生が不利とならないよう対応をお願いいたします。特に、自主的に発動されている自治体を含め緊急事態宣言の対象都府県においては、実施方法の変更等を含め最大限の配慮をお願いします。

2. 対面での採用活動が必要な場合について

対面での採用活動を実施せざるを得ない場合は、感染拡大防止のために最大限の対策（マスクの着用、換気の徹底、十分な対人間隔の確保、消毒液の利用など）を講じていただいたうえで、短時間で終えていただくようご配慮ください。

3. 大学訪問等について

今後の感染拡大防止のため、採用活動に係る本学訪問（学生との面談、意見交換等のためのご挨拶など）は、当面の間自粛をお願いします。

4. 健康診断書の取扱について

本学では、就職活動を行う学生のために4月中に健康診断を簡略化して実施しますが、新型コロナウイルス感染防止のため健康診断を受診できない学生がいます。そのため選考採用及び採用内定後における健康診断証明書の提出を留保させていただく場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、必要に応じて「健康診断証明書が発行できないことについての証明書」を本学保健管理センターが発行しますので、学生を通じてお申し出ください。

（参考）新型コロナウイルス感染拡大の防止について－「緊急事態宣言」を受けた対応－

<https://www.tottori-u.ac.jp/item/17481.htm#ContentPane>